

令和6年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験実施要項

三重県教育委員会

【1】 趣旨

この選考試験は、令和6年度の三重県立特別支援学校自立活動教員の採用にあたり、教員としての資質に富み、使命感にあふれ、意欲ある人材を選考するために実施します。

【2】 教員として求める人物像

- * 教育に対する**情熱と使命感**をもつ人
子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人
- * 専門的知識・技能に基づく**課題解決能力**をもつ人
常に自己研鑽に努め、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力をもつ人
- * 自立した社会人としての**豊かな人間性**をもつ人
優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、組織の一員として関係者と協力して職責を果たし、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人

三重県教育委員会は、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の中で、教職着任時に求められる基礎的な知識や技能を示しています。詳細は本要項末をご覧ください。

【3】 選考種別

- 1 一般選考
- 2 障がい者を対象とした特別選考

【4】 採用見込数

校 種	教 科 ・ 科 目	採 用 見 込 数
特別支援学校	自立活動	約 1 名

- 日本国籍を有しない人を採用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師とします。

〈主な業務内容〉

教諭としての教育活動に加え、以下のものが含まれます。

- 自立活動の指導への助言
- 一人ひとりの児童生徒に対する身体の動きに関する指導
- 個別の指導計画等の作成・評価について、理学療法の観点からの参画
- 教員への指導・助言や研修等の企画・実施
- 一人ひとりの障がいの状況に応じたポジショニングや車椅子の調整など
- 保護者等からの身体機能、姿勢保持装置等の相談対応
- 近隣の小中学校等からの教育相談への対応

【5】一般選考

1 申込資格

次の(1)(2)をすべて満たし、かつ(3)～(5)のいずれかに該当する人としてします。

- (1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人。(参考：本要項【5】5(1)アの注)
- (2) 昭和39年4月2日以降に生まれた人。
- (3) 特別支援学校自立活動教諭普通免許状(肢体不自由教育)を所有している人(令和6年3月31日までに取得見込の人を含む)
- (4) 特別支援学校自立教科教諭普通免許状(理学療法)を現に有し、常勤の職員として、平成25年4月1日以降に特別支援学校において理学療法にかかわる実務経験を通算36月以上有する人
- (5) 理学療法士の資格を現に有し、常勤の理学療法士として、平成25年4月1日以降に理学療法士の資格に基づく実務経験*を通算36月以上有する人

*特別支援学校または医療機関における理学療法士の資格に基づく実務経験も可。

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。

2 選考試験の期日及び試験会場

- (1) 期 日 令和5年12月9日(土)
9時00分から9時30分まで 受付
9時40分から11時40分まで 筆答試験、小論文
12時30分から17時頃まで 面接
- (2) 会 場 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館

3 受験上の注意事項

- (1) 受験票は試験当日受付において交付します。
- (2) 試験当日は、次のものを持参してください。
 - ・ 筆記用具
 - ・ 時計(辞書、電卓、情報端末等の機能がある時計や、それらの機能の有無が判別しづらい時計は不可)
 - ・ 昼食
 - ・ 返信用封筒(94円切手を貼った長形3号封筒)
表面には、郵便番号、住所、名前・様付
裏面左下には、「〒514-8570 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局 教職員課 制度・採用・免許班」と記入
 - ・ 受付で、写真(3cm×4cm、6ヶ月以内に撮影したもの)を提出してください。
写真裏面には名前・教科を記入してください。
- (3) 試験当日は、原則として公共交通機関を利用してください。
- (4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。
- (6) 地震等の非常災害発生等により試験実施を変更する場合があります。その場合は下掲の「QRコード」からつながる三重県教員採用のウェブサイト及びTwitterに、非常災害時の緊急連絡等を掲載します。情報は12月8日(金)9時以降、随時更新されるので確認してください。

三重県教員採用のウェブサイト URL
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)

三重県教員採用のX(旧Twitter) URL
(https://twitter.com/mie_kyousai)



ウェブサイト



X(旧Twitter)

4 選考試験の内容及び選考方法

(1) 試験の配点と内容

試験項目	配点	内 容
筆答試験	100点	教科内容及び教科指導上の専門知識について、記述式による筆答試験を行います。
小論文	100点	これまでの社会経験に根ざした識見や教育に対する意欲等に関して、小論文を課します。
面接	200点	個別面接による試験を行います。

(2) 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。

(3) 選考結果の通知

選考試験の結果は、試験当日指定する日に合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、あわせて三重県教員採用のウェブサイト (<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>) に合格者の受験番号を掲載します。なお、受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

5 採用及び勤務条件

(1) 採用

- ・ 合格者は、原則として令和6年4月1日に採用します。
- ・ 地方公務員法第22条第1項の規定により、採用時から1年間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとします。
- ・ 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～イのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。
 - ア 学校教育法第9条または地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合（注）
 - イ 日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、令和6年3月31日までにこれを取得できない場合
- ・ 合格者のうち、特別支援学校教諭自立活動普通免許状を有しない人については、教育職員特別免許状を授与するのに必要な要件を満たしているものと三重県教育委員会が判断した場合に、これを授与します。なお、この免許状は、三重県内においてのみ効力を有します。

(注) 学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 勤務条件

- ・ 給与 三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- ・ 勤務時間 原則として 8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

6 申込手続き

(1) 申込手続き

申込手続きは原則、電子申請のみの取扱とします。

申込方法

下記のURLにアクセスし、その指示にしたがって申し込んでください。

三重県教員採用のウェブサイト

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

申込にあたっては、各自のメールアドレスが必要になります。事前にメールアドレスを取得してください。携帯電話のアドレスは使用できません。

申込内容を印刷するために、プリンタが必要になります。

受付期間

令和5年11月2日（木）～同年11月24日（金）17時まで

特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。

(2) 必要書類（本要項【5】1(4)(5)に該当する場合、申込手続き時に提出が必要です）

①理学療法にかかわる実務経験に関する業務従事証明書

複数の事業所（事業主）にわたり証明が必要な場合は、必要枚数分の用紙を準備し、それぞれ証明を受けること。

②免許状の写し（A4サイズにすること）

- ・本要項【5】1(4)に該当する場合

特別支援学校自立教科教諭普通免許状（理学療法）の写し

- ・本要項【5】1(5)に該当する場合

理学療法士免許状の写し

提出方法

書類一式を角形2号（33 cm×24 cm程度の大きさ）の封筒に入れ、封筒の表に「特別支援学校自立活動教員採用選考試験必要書類在中」と朱書きし、「簡易書留」として郵送してください。

提出期間

令和5年11月2日（木）～同年11月24日（金） 当日消印有効

提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

【6】 障がい者を対象とした特別選考

1 募集人数等

採用を見込んでいるのは、本要項【4】の採用見込数に含み、約1名です。

2 申込資格

一般選考の申込資格に加えて、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
- (3) 療育手帳の交付を受けている人。

3 選考試験実施等について

- (1) 試験の配点と内容は、一般選考と同じです。
- (2) 試験会場において配慮を必要とする場合は、申込画面の通信欄にその旨を入力（記入）してください。記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。
- (3) 選考方法については、一般選考に準じます。選考試験の期日、試験会場、受験上の注意事項、選考結果の通知、採用及び勤務条件については、一般選考と同じです。

4 申込手続き

- (1) 「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し（交付番号、等級・区分、障害名の記載された部分）」を提出してください。電子申請による申込時に画像データとして添付するか、11月24日（金）[当日消印有効]までに簡易書留で郵送してください。
- (2) その他の申込手続きは、一般選考に準じます。

【7】 その他

- (1) 試験会場において配慮を必要とする場合は、申込画面の通信欄にその旨を入力（記入）してください。
- (2) 特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。この場合、書類のやりとり時間がかかります。申込受付期間内に申込を完了できない場合は、受験できないこととなりますのでご注意ください。
- (3) 新型コロナウイルス等に感染した受験者は別室で受験することが可能です。

【8】 情報公開、問い合わせ先等

三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験にかかる情報公開について

令和6年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の問題等について、次の要領により開示します。

1 開示する問題等

筆答試験（問題と正解）・小論文（問題）

2 開示方法

1月11日以降、三重県情報公開・個人情報総合窓口において閲覧できます。

（津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 1階/TEL 059-224-2073）

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

写しを希望する場合は、コピー代金（1枚10円）が必要となります。

★ 受験に関する問い合わせ先

問い合わせ先：三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959 FAX 059-224-3040

E-mail kyosyok@pref.mie.lg.jp

また、教員採用選考試験に関するご案内は、下記のウェブサイトで紹介しています。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

★ 書類の送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

○書類提出の際は角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）の封筒を使用してください。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

○ 教員としての資質の向上に関する指標

ライフステージ		教職着任時
資質・能力 にかかると項目		教職に就く者として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。
教職に必要な素養	教育的愛情 使命感 責任感	○児童生徒から学び、共に成長しようとする姿勢を身につけている。
	倫理観 コンプライアンス	○教育公務員としての職務を遂行する上で必要な教育に関する基礎的な法規や理論を理解している。 ○社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけている。
	社会性 コミュニケーション力	○他者と協調し、相手を思いやる豊かな人間性を身につけている。 ○互いの人権を尊重し、多様性を認め合う確かな人権感覚を身につけている。
	学び続ける意欲 探究心	○自らの強み・弱みを理解しようとするとともに、自己研鑽に励んでいる。
	学校運営への参画	○組織の一員として、組織的に対応することの大切さを理解している。
	危機管理	○学校安全に関わる基礎的な知識を身につけているとともに、身の回りの危険を察知し、回避することができる。
学習指導	授業計画	○学習指導要領に示された教科等の目標及び内容並びに児童生徒の実態に即した授業構想の重要性を理解している。
	授業実践	○発問、板書、教材・教具の活用等、基本的な指導技術を身につけている。 ○授業計画に沿って授業を展開できる。
	授業改善	○主体的・対話的で深い学びを実現するため授業改善の必要性を理解している。
生徒指導	児童生徒理解	○児童生徒の発達段階や個性・特性、一人ひとりの生活背景を理解することの重要性を理解している。
	生徒指導 いじめへの対応	○実態に即して個に応じた指導や集団への指導の必要性を理解している。 ○いじめの防止、早期発見の必要性を理解している。
	キャリア教育	○社会の動向やニーズに関心を持ち、キャリア教育の重要性を理解している。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別支援教育	○特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の考え方や児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。
	外国人児童生徒教育	○日本語指導が必要な児童生徒に対する指導や保護者への支援の必要性を理解している。
	不登校児童生徒への支援	○児童生徒が安心して意欲的に学ぶことができる学級づくりや不登校の初期対応の必要性を理解している。
教育課題への対応力	ICTや情報・教育データの活用	○学校におけるICTの活用意義を理解している。 ○情報セキュリティの基礎的な知識を身につけている。
	グローバル教育	○豊かな国際感覚を持つことや、郷土を愛することの大切さを理解している。 ○多文化共生に係る学習の大切さを理解している。
	人権教育	○差別を解消するための責務を自覚し、人権尊重の理念や人権教育の意義について理解している。
	防災教育	○防災教育の重要性を理解している。